

情報通信技術の効果的な活用のための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

#### 薩摩川内市条例第 4 号

情報通信技術の効果的な活用のための関係条例の整備に関する条例

(薩摩川内市公告式条例の一部改正)

第 1 条 薩摩川内市公告式条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「署名」の次に「（署名に代わる措置（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 1 条に規定する措置をいう。）を含む。）」を加え、同条第 2 項中「公布は、」の次に「市のホームページに掲載し、又は」を加える。

第 4 条第 1 項中「し、市長印を押さなければならない」を「して、これを行う」に改める。

第 5 条第 2 項中「「市長名」とあるのは」の次に「、」を加え、「と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」」を削る。

(薩摩川内市行政手続条例の一部改正)

第 2 条 薩摩川内市行政手続条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市の行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を、庁舎前告示板に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市の行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市の行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

(薩摩川内市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部改正)

第 3 条 薩摩川内市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「公告式に準じこれを行う」を「インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

(薩摩川内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 4 条 薩摩川内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 3 0 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の薩摩川内市行政手続条例第 1 5 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、前項ただし書に規定する施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。